破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２５２号

兵庫県芦屋市奥池南町60番５号

債務者　中本大三郎

1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　長城　紀道

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６３号

仙台市若林区沖野６丁目24番28号　グリーンパル102

債務者　橋本　愛子（旧姓荒）

1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内藤　喜仁

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時10分

5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号

山梨県南巨摩郡富士川町長澤1204番地１　ブエナス・タルデス202号室

債務者　平山　恵一

1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時40分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　武藤　高晴

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４３号

岡山県瀬戸内市邑久町豊原59番地13

債務者　山形　成人

1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午後２時

5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９号

宮城県大崎市古川小泉字大小455番地１ファウンテンＤ棟

債務者　大和　裕人

1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　横田　由樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号

山形市飯田２丁目６番８号　エスポワール佐藤Ａ―105号

債務者　庄司　光宏

1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　武田　正男

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号

神戸市須磨区常盤町３丁目４番７号

債務者　長谷川孝次

1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中西　大樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１９号

大阪府豊中市三和町２丁目１番１―1108号

債務者　林　　信文

1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　武田　　純

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５３号

兵庫県姫路市東辻井３丁目３番10―302号　ロイアルステイツ東辻井

債務者　上野　直也

1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木村　裕史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４７７号

大阪府和泉市国分町969番地、元店舗の住所堺市南区鴨谷台２―２―１サンピア２Ｆ

債務者　ＣＯＣＯＬＡこと　三浦　通雄

1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　成田由岐子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７０７号

大阪府泉佐野市上瓦屋466アットハウスＭＡＴＳＵＴＡＮＩ　Ⅱ103号室、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町和田５丁目3666番地の１

債務者　鈴木　憲史

1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　成田由岐子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６号

秋田県仙北市西木町小渕野字落合208番地

債務者　鈴木恵美子

1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏朗

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午前10時

5　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１４５６号

埼玉県川口市大字前野宿311番地の５、前住所埼玉県川口市赤井４丁目７番３号

債務者　瀧ヶ崎正次

1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後２時15分

5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５７号

埼玉県川口市大字前野宿311番地の５、前住所埼玉県川口市赤井４丁目７番３号

債務者　瀧ヶ崎加津子

1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後２時15分

5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５８号

埼玉県川口市大字東本郷1798番地の22、前住所埼玉県川口市赤井４丁目７番３号

債務者　瀧ヶ崎利祐

1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後２時15分

5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８１号

埼玉県南埼玉郡白岡町上野田291―３　石渡方、住民票上の住所さいたま市大宮区桜木町２丁目２番地９

債務者　根岸　正枝

1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　神野　直弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後２時

5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係